

令和5年1月1日診療分から、埼玉県内全域※で現物給付が始まりました！

※現物給付を実施する医療機関でのみ

ひとり親家庭等医療費支給制度の概要

この制度は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的として、対象家庭のこどもとその保護者の医療費（保険診療一部負担金）について支給するものです。医療機関等で医療費を支払った場合は、申請に基づき市が医療費を支給します。



対象者 市内に住所を有するひとり親家庭等の18歳年度末までの児童（一定の障害がある児童は、20歳の誕生日の前日まで）と、その父、母、または養育者。

支給内容 医療保険制度による医療費及び他の法令による医療費の本人負担額。

※対象にならないもの

- ・予防接種や健康診断など、保険外の診療分
- ・入院時食事療養負担額
- ・高額療養費及び附加給付費（加入健康保険からの療養費給付制度）
これらの適用がある場合は、医療費から該当金額を差し引いてひとり親家庭等医療費を支給します。先に加入健康保険から給付の決定を受けてから、医療費の申請をしてください。
→高額療養費・附加給付の請求方法は、加入健康保険にお問い合わせください。
- ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付（学校・保育所活動中のこどもの傷病）
→詳しくは、学校・保育所にご確認ください。
- ・交通事故などによる第三者行為に該当する場合

① 現物給付（医療機関の窓口で医療費の支払いをせずに受診すること）

次のすべてに該当する場合は、窓口での医療費の負担がなくなります。

- ・現物給付を実施する医療機関を受診（県内でも実施していない医療機関があります。）
- ・受診時に必ず、ひとり親家庭等医療費受給者証を提示
- ・一医療機関でのひと月の累計自己負担金額（保険適用分）が21,000円未満

② 償還払い（医療機関の窓口で医療費の支払いをした場合）

- ・一医療機関でのひと月の累計自己負担金額（保険適用分）が21,000円以上の医療費
- ・埼玉県外の医療機関でかかった分
- ・コルセットなどの治療用装具を作った場合

窓口負担が発生する場合の申請方法（②償還払い該当分）

ひとり親家庭等医療費支給申請書に領収書の原本を添付し提出してください。申請書の記載例は、裏面にございます。

提出日（受診日の翌月以降）の翌月末に、医療費を振り込みます。

提出先：市役所こども未来課・駅西口連絡所（おけがわメイン4階）・子育て支援センター・保健センター・桶川公民館・桶川東公民館・川田谷公民館・加納公民館・坂田保育所・北保育所・鴨川保育所・日出谷保育所（保育所は、通園されている家族の方の分に限りませす。）

※ 郵送により申請することもできます。

※ 申請書は、月単位、医療機関単位、入院・外来別、医科・歯科別に作成してください。

※ 申請は、診療月の翌月以降の分を、診療日から5年以内に行ってください。健康保険への療養費の請求期限は2年のため、期限内に手続きした場合に支給されたであろう未支給の高額療養費や附加給付費を差し引いて、こども医療費を支給します。

届出事項 本人の住所や加入医療保険、振込口座等に変更があった場合は、①受給資格証 ②その他変更を証明するもの（保険証等、通帳など）を持参し、必ずこども未来課で変更手続きを行ってください。

※記号・番号・氏名・資格取得日・被保険者名・保険者番号・保険者名が必要です。

受給資格証返還 次の場合は、受給資格証を返還してください。

- ◆市外に転出するとき
- ◆年齢が有効期限に達したとき
- ◆その他、受給資格を喪失したとき

桶川市役所 こども未来課
〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号
TEL 048-786-3211(内線 2493・2494)